

令和2年度歳末たすけあい募金福祉活動助成要項

1.目的

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざしており、本助成金は障害福祉・当事者組織の充実並びに健康づくり等を目的として助成する。

2.対象団体

木津川市内に活動拠点があり、主に区域内において障害福祉、当事者福祉の向上につながる活動に取り組んでいる団体。ただし、社会福祉法人は助成の対象にならない。

- (1) 団体結成が令和2年4月1日以前であり、継続的に活動している団体
- (2) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体
- (3) 暴力団又は暴力団員等が関与していない団体

3.活動実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4.助成金

1事業に対して上限40,000円

- | | | |
|------------|----------|---------|
| (1) 対象参加人数 | 10名未満 | 10,000円 |
| | 10～20名まで | 30,000円 |
| | 21名～ | 40,000円 |

(2) NPO法人の場合

1事業に対して上限20,000円（10名未満の場合は上限10,000円）

5.助成金の使途

- (1) 助成金は団体が直接実施する事業において対象経費により算出する。
(別表1)
- (2) 他の団体より補助金及び助成金を受けている事業については認めない。
- (3) 活動の実施状況が不相当であると認めた場合、助成金の全額または、一部の返還を求める場合があります。

6.申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、令和2年6月30日までに木津川市社会福祉協議会支所または本所へ提出すること。

7.助成の決定

共同募金審査委員会で審査後、申請者へ審査結果を通知し、助成金を交付する。

8.報告

活動終了後速やかに事業報告書並びに決算報告書を木津川市社会福祉協議会支所または本所へ提出すること。

9.実施団体

木津川市共同募金委員会

10.その他

活動の実施につきましては、「歳末たすけあい募金」の助成金によることを周知して下さい。

別表1

団体助成対象となる経費	
諸謝金	講師への謝礼など
旅費交通費	事業で必要となる電車・バス運賃、ガソリン代の実費など
消耗品費	用紙、文具、景品代など
通信運搬費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料(ボランティア保険は含まない)
賃借料	会場借上げ料、レンタル料など
水道光熱費	電気、ガス、水道、冷暖房などの使用料(プロパンガスなどの使用料含む)
食材料費	会食会などの事業で使う食材料費
雑費	弁当代・茶菓子代・会場入場料・通行料、駐車料金、その他上記以外のもの

※団体に所属する人件費、団体が使用する電子機器等の購入費等については認めない。

令和2年 月 日

木津川市共同募金委員会
会長 河井 規子 様

団体名称

代表者名

⑩

住所

電話番号

令和2年度 共同募金助成金事業申請書の提出について

標記の件につきまして、別紙「令和2年度歳末たすけあい募金福祉活動事業計画書」のとおり実施しますので、下記の内容で交付申請します

記

1.交付申請額 円

2.添付書類

- ①令和2年度歳末たすけあい募金福祉活動事業計画書
- ②組織構成員名簿
- ③団体の規約・会則・前年度事業経過計画・予算書など、団体の活動状況等がわかる資料（チラシ・広報誌等）がありましたら、添付してください。
- ④初めての申請時については、前年度事業報告・決算報告を提出してください。